

第 108 期 中 間 決 算 公 告

平成20年12月24日

住 所 宮崎市広島2丁目1番31号

株式会社 宮崎太陽銀行

取締役頭取 宮田穂積

中間貸借対照表(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	11,872	預 金	528,400
コールローン	39,800	借 用 金	18
買入金銭債権	1,039	そ の 他 負 債	2,238
商品有価証券	4	未 払 法 人 税 等	21
有 価 証 券	99,629	リ - ス 債 務	40
貸 出 金	387,211	そ の 他 の 負 債	2,176
外 国 為 替	0	退 職 給 付 引 当 金	1,670
そ の 他 資 産	1,508	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	261
有 形 固 定 資 産	14,657	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	167
無 形 固 定 資 産	487	偶 発 損 失 引 当 金	8
繰 延 税 金 資 産	6,702	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,423
支 払 承 諾 見 返	1,544	支 払 承 諾	1,544
貸 倒 引 当 金	6,700	負 債 の 部 合 計	535,733
		(純資産の部)	
		資 本 金	5,752
		資 本 剰 余 金	4,344
		資 本 準 備 金	4,344
		利 益 剰 余 金	12,629
		利 益 準 備 金	2,066
		そ の 他 利 益 剰 余 金	10,562
		別 途 積 立 金	11,778
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,215
		自 己 株 式	95
		株 主 資 本 合 計	22,630
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,121
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,519
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	606
		純 資 産 の 部 合 計	22,024
資 産 の 部 合 計	557,757	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	557,757

中間損益計算書 (平成20年4月 1日 から
平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		7,337
資 金 運 用 収 益	6,248	
(うち貸出金利息)	(5,376)	
(うち有価証券利息配当金)	(785)	
役 務 取 引 等 収 益	880	
そ の 他 業 務 収 益	85	
そ の 他 経 常 収 益	123	
経 常 費 用		9,426
資 金 調 達 費 用	880	
(うち預金利息)	(874)	
役 務 取 引 等 費 用	561	
そ の 他 業 務 費 用	105	
営 業 経 費	4,544	
そ の 他 経 常 費 用	3,334	
経 常 損 失		2,089
特 別 利 益		0
特 別 損 失		3
税 引 前 中 間 純 損 失		2,092
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		13
法 人 税 等 調 整 額		658
中 間 純 損 失		1,447

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により区分しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 5年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」と

いう。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,144百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上しております。なお、当中間期はその支給額を合理的に見積もることが困難なため、費用処理しておりません。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異(1,202百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は 9 百万円、「無形固定資産」中のリース資産は 30 百万円、「その他負債」中のリース債務は 40 百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

追加情報

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価格を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が967百万円増加、繰延税金資産が390百万円減少、その他有価証券評価差額金が577百万円増加しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 363百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,743百万円、延滞債権額は9,289百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は-百万円であります。

なお3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,277百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,310百万円であります。

なお上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法

で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,156 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 392 百万円

担保資産に対応する債務

預金 812 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 8,479 百万円及び預け金 3 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 105 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,220 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 12,113 百万円、1 年超のものが 107 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,014 百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 3,190 百万円あります。

12. 1 株当たりの純資産額 413 円 92 銭

13. 国内基準に係る単体自己資本比率 7.13%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 2,929 百万円及び株式等償却 228 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純損失金額 27 円 18 銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表計上 額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
社債	600	604	4
その他	7,800	6,748	1,051
合計	8,400	7,353	1,046

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計 上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	14,752	12,406	2,346
債券	58,659	58,931	272
国債	37,068	37,272	204
地方債	3,808	3,870	62
社債	17,781	17,787	5
その他	16,526	14,965	1,560
合計	89,938	86,303	3,635

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、株式及び受益証券については当中間決算期末前 1 ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価、債券については、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、89 百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて 50%以上下落したものを全てとすることに加え、同 30%以上 50%未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

3. 売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を

時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が 967 百万円増加、評価差額が 967 百万円増加しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成 20 年 9 月 30 日現在）

内 容	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	500
非上場国内債	3,190
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式等	363
その他有価証券	
非上場株式	510
その他の証券	362

（税効果関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	4,665 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	680
減価償却費損金算入限度額超過額	111
有価証券評価損	548
その他有価証券評価差額金	1,513
その他	<u>553</u>
繰延税金資産小計	8,073
評価性引当額	<u>1,370</u>
繰延税金資産合計	6,702
繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	<u>6,702</u> 百万円

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 3 社
会社名

株式会社 宮崎太陽ビジネスサービス
株式会社 宮崎太陽リース
株式会社 宮崎太陽キャピタル

非連結の子会社及び子法人等

みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合
J A I C - みやざき太陽 1 号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合
J A I C - みやざき太陽 1 号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日 3 社

中間連結貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	11,878	預 金	528,301
コールローン及び買入手形	39,800	借 用 金	363
買入金銭債権	1,039	そ の 他 負 債	2,672
商品有価証券	4	退職給付引当金	1,679
有 価 証 券	99,782	役員退職慰労引当金	261
貸 出 金	383,295	睡眠預金払戻損失引当金	167
外 国 為 替	0	偶発損失引当金	8
リース債権及びリース投資資産	4,000	再評価に係る繰延税金負債	1,423
そ の 他 資 産	2,219	支 払 承 諾	1,573
有形固定資産	14,972	負 債 の 部 合 計	536,451
無形固定資産	497	(純資産の部)	
繰延税金資産	6,808	資 本 金	5,752
支払承諾見返	1,573	資 本 剰 余 金	4,344
貸倒引当金	6,943	利 益 剰 余 金	12,727
		自 己 株 式	98
		株 主 資 本 合 計	22,727
		その他有価証券評価差額金	2,121
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,519
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	606
		少 数 株 主 持 分	356
		純 資 産 の 部 合 計	22,477
資 産 の 部 合 計	558,929	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	558,929

中間連結損益計算書

平成20年4月 1日から
平成20年9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	8,358
資 金 運 用 収 益	6,211
(うち貸出金利息)	(5,333)
(うち有価証券利息配当金)	(790)
役 務 取 引 等 収 益	910
そ の 他 業 務 収 益	1,120
そ の 他 経 常 収 益	115
経 常 費 用	10,407
資 金 調 達 費 用	884
(うち預金利息)	(874)
役 務 取 引 等 費 用	558
そ の 他 業 務 費 用	1,889
営 業 経 費	3,718
そ の 他 経 常 費 用	3,356
経 常 損 失	2,049
特 別 利 益	0
特 別 損 失	3
税金等調整前中間純損失	2,052
法人税、住民税及び事業税	15
法人税等調整額	645
少数株主利益	14
中間純損失	1,436

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間連結決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 5年～6年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により、償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,144百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上しております。なお、当中間連結期はその支給額を合理的に見積もることが困難なため、費用処理しておりません。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,202百万円）については、15年による按分額を費用処

理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に 12 分の 6 を乗じた額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行の貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は9百万円、「無形固定資産」中のリース資産は30百万円、「その他負債」中のリース債務は40百万円増加しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

追加情報

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が967百万円増加、繰延税金資産が390百万円減少、その他有価証券評価差額金が577百万円増加しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資額)を除く) 354百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,748百万円、延滞債権額は9,563百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は-百万円であります。

なお3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,277百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを

行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,589百万円であります。

なお上記2．から5．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,156百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 392百万円

担保資産に対応する債務

預金 812百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券8,479百万円及び預け金3百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は105百万円であります。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,220百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,113百万円、1年超のものが107百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,520 百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 3,190 百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 415 円 77 銭
13. 国内基準に係る連結自己資本比率 7.25%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 2,616 百万円及び株式等償却 228 百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純損失金額 26 円 98 銭

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
社債	600	604	0
その他	7,800	6,748	1,051
合計	8,400	7,353	1,046

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照 表計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	14,752	12,406	2,346
債券	58,659	58,931	272
国債	37,068	37,272	204
地方債	3,808	3,870	62
社債	17,781	17,787	5
その他	16,526	14,965	1,560
合計	89,938	86,303	3,635

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式及び受益証券については当中間連結会計期間末前 1 ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価、債券については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価

差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、89 百万円（すべて株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて 50%以上下落したものを全てとすることに加え、同 30%以上 50%未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

3. 売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が 967 百万円、評価差額が 967 百万円増加しております。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成 20 年 9 月 30 日現在）

内 容	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	500
非上場国内債	3,190
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式等	354
その他有価証券	
非上場株式	521
非上場国内債	150
その他の証券	363